

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 こども家庭支援課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長こ第3号
委 託 業 務 名 称	長浜市地域子育て支援センター事業(連携型)
委 託 業 務 場 所	長浜市小谷丁野町723番地1
業 務 の 概 要	子育て家庭の育児不安や子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境を整備するため、次の事業を実施すること。 (1)子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進 (2)子育て等に関する相談及び援助の実施 (3)子育て支援に関する情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 (5)地域の子育て力を高める事業の実施
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	2, 469, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市小谷丁野町2481-1 [商 号 又 は 名 称] 社会福祉法人 光寿会 理事長 丁野 惠鏡
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	本契約の性質又は目的が以下の理由により、競争入札に適しないものに該当することから、一者随意契約の方法によることとした。 (1)長浜市地域子育て支援センター事業の趣旨を理解し、事業に必要な職員の配置を行っていること。 (2)本事業委託は、国交付基準額に基づく実施形態であること。 (3)連携型の子育て支援センター事業を実施できる事業者が2者のみであり、2者ともに委託するため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。